6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。

⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行後楽代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行後楽代理店又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東京航空局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書の作成の要否　要

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（成田国際空港新築設計関連業務（Ⅰ期）、成田国際空港新築設計関連業務（Ⅱ期））

⑸　関連情報を入手する為の照会窓口　5⑴に同じ。

⑹　2①⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の格付けを受けていない単体企業又は2②に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の格付けを受けていない単体企業を構成員とする場合を含む）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において当該資格の決定を受けていなければならない。

⑺　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Design work for Government building of Narita International Airport

⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 18 April 2011

⑷　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 P.M. 6 June 2011

⑸　Contact point for documentation relating to the proposals : Contract Section, Accounting Division, General Affairs Department, Tokyo Regional Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―15 Kudanminami Chiyoda-ku Tokyo 102―0074 Japan TEL 03―5275―9292 (Ext. 7161)

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する夕張シューパロダム　埋設物処理施設建設工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年４月８日

北海道開発局長　高松　　泰

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　夕張シューパロダム　埋設物処理施設建設工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　北海道夕張市

3　工事内容　形式：産業廃棄物処理施設（安定型及び管理型最終処分場）及び一般廃棄物処分場（最終処分場）

埋立地　堤高：Ｈ＝4.5ｍ、堤頂幅：Ｌ＝3.0m、堤頂長：Ｌ＝816.49m、浸出水処理施設浸出水調整池容量：Ｖ＝9,100㎥

⑴　土木工事（旧処分場掘り起こし）埋設物掘削工　埋設物等掘削：Ｖ＝108,000㎥、埋立地造成工事　盛土：Ｖ＝35,000㎥、遮水シート及び保護マット：Ａ＝206,000㎡、浸出水処理施設　遮水シート及び保護マット：Ａ＝10,000㎡、廃棄物運搬埋立：Ｖ＝103,000㎥

⑵　建築工事　浸出水処理施設：１棟

⑶　機械工事　揚水設備：１式、水処理設備：１式、汚泥処理設備：１式、薬品注入設備：１式、給水設備：１式

⑷　電気工事　受変電設備：１式　高圧ケーブル敷設（６kv）：Ｌ＝4,000m

4　工事区分　一般土木

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成23年４月８日から平成23年５月９日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成８年度以降に、代表者は、次の㋐から㋒の要件を全て満たす工事を、元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員については、次の㋐の要件を満たす工事を、元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋐　シートによる遮水機能を有する産業廃棄物処分場（最終処分場）又は一般廃棄物処分場（最終処分場）であること。

㋑　北海道内、東北地方整備局管内又は北陸地方整備局管内のいずれかでの施工実績を有すること。

㋒　埋立施設の埋立容量が100,000㎥以上の処分場であること。

ただし、上記㋐から㋒は同一工事であること。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

㋑　平成８年度以降に、代表者の配置する技術者については、上記６⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員が配置する技術者については、上記６⑸イ本文に掲げる工事の㋐の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。